



職別

国保だより

2013.3

133号

助け合う国保で築く明るい家庭



ライラック

平成25年度事業計画	P3
組合員資格調査の御礼	P10
各種健康診査に関するお知らせ	P14
平成25年度特定健診のご案内	P16

第86回通常組合会開かれる

去る3月15日（金）、当職別国保組合の第86回通常組合会が、上京区のルビノ京都堀川で開催され、平成25年度事業計画、同歳入歳出予算を中心に審議され別掲の通り提出議案すべてが原案通り可決承認されました。



第86回組合会 理事長開会あいさつ

理事長 松田 等

- 先ず、本年度電気支部の井上義平さんが瑞宝双光章を受賞され、組合を代表して改めて心よりお祝い申し上げます。
- 昨年12月の衆議院選で民主党から自民・公明党に政権が代わりましたが、前政権の民主党時代に行われた事業仕分けにより、国保組合の補助金の見直しなどが行われ国保組合の事業運営は引き続き厳しい状況です。
- 国保組合の補助金は、市町村国保との国庫補助のバランスで措置されてきたものであり、定率補助の廃止等の一方的な見直しは、事業の安定的運営が阻害され、国保組合の制度基盤を大きく揺るがすこととなるため、到底容認できるものではありません。
- さて、中央の情勢ですが、社会保障制度改革国民会議が開催され、今後の高齢者医療制度をはじめ、将来に亘り持続可能な社会保障の実現に向けて議論されているところであり、この8月に結論を出すことになっています。医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平感の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化などが検討されています。
- また、特定健診・特定保健指導については、平成25年度から第二期特定健康診査実施計画に基づき実施し、目標値達成に向けて引き続き受診勧奨を積極的に行っていきます。
- 平成25年度予算についてですが、当国保組合のホームページを開設し、被保険者の利便性を高めるとともに、医療費適正化事業に積極的に取り組みます。また、国庫補助金については、合計が8億7千万円となり、昨年度と比較して5千6百万円を増額して計上しました。
- 今回の組合員資格調査につきましては、各母体組合様には大変なご尽力をいただきまして感謝申し上げます。今後は3年毎に組合員資格調査を実施することを考えていますので協力の程よろしく申し上げます。
- 以上、審議の上、全議案について御承認を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

平成25年度 事業計画

1 国保組合をめぐる諸情勢

- 昨年12月の衆議院選挙で政権が与党民主党から自民・公明党野党に移りました。「負担増の時代」といわれる昨今ですが、社会保障と税の一体改革により、消費税率は平成26年4月に8%、27年10月に10%に引き上げられます。一方で、人口減少と少子高齢化が進む中、年金・福祉・医療など社会保障制度が本当に維持できるのかどうか、将来の不安は隠せません。また、新政権は社会保障の充実を打ち出していますが、「自助」にかじを切り過ぎないように見守っていかねばなりません。
- 平成20年度から国民健康保険制度の改正で、70歳以上75歳未満被保険者の一部負担の割合を2割から1割に軽減する措置についても「暮らしの安心」の一環として、25年4月以降も当面継続されました。
- また、平成22年度から24年度までの暫定措置として、被用者保険等被保険者の後期高齢者支援金の1/3を総報酬とすることにされました。また、国民健康保険組合の組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の一部に対する補助金の引き下げについては、25年度及び26年度においても暫定措置として継続されています。
- 組合普通調整補助金の算定に当たって、調整対象収入額は、平成23年度の調整対象収入額の算定額を標準としますが、25年度の予算編成においては十分余裕を見ておく必要があるとされています。
なお、組合普通調整補助金のうち、特別調整補助金（経営努力分）は、25年度までに廃止し、普通調整補助金に統合されます。
- 平成25年度からの第二期特定健康診査補助金については、24年度と同様、特定健康診査及び特定健康保健指導の実施に要する費用の1/3に相当する額を計上することとされています。なお、特定健康診査補助金の助成基準単価は、24年度と同額とされました。
- 平成25年度当初予算においては、療養給付費・後期高齢者支援金・介護納付金補助金7億2千9百万円（▲8百万円）特別調整補助金8千2百万円（特別対策費補助金が廃止され、23年度から創設された、保険者機能強化分8百万円を含む（+3千万円）、事務費負担金・出産育児一時金1千3百万円）特定健診等補助金・高額医療費共同事業補助金1千万円（+10万円）の合計8億7千万円となり、前年度と比較し5千6百万円を増額して計上しました。
- 平成25年度の新規事業として、特定健診等受診管理のシステム化、柔道整復等のレセプト点検外部委託、職別国保組合のホームページ開設を予算に組み入れました。なお、国保組合共通システムの導入については、実務が整備されていないうえ、業務に要する費用も当初の予算額より多額となるために今年度は見送りとします。
- 内臓肥満に加え、糖尿病・脂質異常症・高血圧などの生活習慣病に罹ると動脈硬化が進み、狭心症・心筋梗塞・脳梗塞・脳出血等の重大な病気を発症すると言われています。また、3大死因と言われている「がん」・「脳血管疾患」・「心臓病」も生活習慣病と極めて関係があると言われています。



平成20年度に始まりました「特定健診」の受診率については、20年度は30.1%、21年度は27.6%、22年度は34.3%、23年度は39.0%、24年度は25年1月末で21.8%、また、「特定保健指導」の受診率については、20年度は0.0%、21年度は2.2%、22年度は4.9%、23年度は15.9%、24年度は25年1月末で2.3%と低迷しています。国が定める第2期（25年度～29年度）の特定健診受診率は70%で、特定保健指導受診率は30%となっています。特定健診の受診対象者は40歳～74歳の方です。受診対象者の方はご自身の健康保持の増進、病気予防のためにぜひ受診していただくようお願いいたします。

- 今後も、組合員数の減少に伴う保険料収入の減少や国の補助金の見直しや特定被保険者の増加に伴う国庫補助金の減少に加え、医療技術の高度化、2年毎に実施される診療報酬のプラス改定による保険給付費の増加などにより、組合財政運営は一層厳しくなることが予想されます。

そうした状況にあります。組合員及び御家族の健康保持の増進と円滑な組合事業の運営・組合財政の安定に向けて、役職員挙げて取り組んで参りますので、議員並びに組合員各位の一層の御理解と御協力をお願いします。

2 重点目標

- ① 法改正等に伴う事業・事務への適正な対応
- ② 被保険者証及び高齢受給者証の適正な交付
- ③ 特定健診・特定保健指導の受診等の促進
- ④ 高額療養費等の正確且つ敏速な給付
- ⑤ 高額医療費共同事業の円滑な事務対応
- ⑥ 資格審査委員会による組合員資格の適正化
- ⑦ 財務委員会による財産管理の適正化
- ⑧ 人間ドック、脳ドック、肺ドック、ジャスト健診等各種健診の奨励
- ⑨ 健康関連施設あっせん事業をはじめ、各種保健事業の推進
- ⑩ ジェネリック医薬品の差額通知等による普及促進
- ⑪ 医療費通知、レセプト点検による医療費の適正化
- ⑫ 柔道整復療養費支給申請書の点検による医療費の適正化
- ⑬ 外部監査の導入
- ⑭ 国保総合システムの適正運用及び有効的活用
- ⑮ 被保険者証の円滑な更新
- ⑯ 組合ホームページの開設

3 事業内容

(1) 保険料と保険給付

① 保険料

○ 医療分保険料

医療給付費及び前期高齢者調整金等に充てる分にかかる医療分保険料は、引き続き据え置きとします。

・組合員	(74歳まで)	月額	11,500円
・	(25歳未満)	月額	8,000円
・家族	(74歳まで)	月額	2,500円

○ 介護分保険料

40歳～64歳の組合員と家族（第2号被保険者）にかかる介護分保険料は、引き続き、据置きとします。

- ・組合員 月額 2,000円
- ・家族 月額 1,000円

○ 後期高齢者支援金等分保険料

後期高齢者医療制度への支援金等として、組合員、家族とも一律保険料とし、引き続き据置きとします。

- ・組合員（74歳まで） 月額 2,000円
- ・家族（74歳まで） 月額 2,000円

○ 後期高齢者組合員分保険料

後期高齢者である組合員については、保健事業に充てるための保険料を賦課し、引き続き据置きとします。

- ・組合員（75歳以上及び65歳以上で一定の障害認定を受けた者）
月額 1,000円

② 療養の給付

○ 給付割合及び一部負担金の割合は、次のとおりとします。

区 分	給 付 割 合	一部負担割合	備 考
未就学児（※1）	8 割	2 割	小学校入学まで
就学児以降70歳未満	7 割	3 割	
70歳以上（一般）（※2）（※3）	8 割	2 割	
70歳以上（現役並み所得者）（※2）	7 割	3 割	

※1 小学校入学前の子供（未就学児童）をいい、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者。

※2 前期高齢者（65歳以上74歳）のうち、70歳以上74歳までの方で高齢者医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者。これらの方が治療を受けるときは、被保険者証のほかに国保組合が発行する高齢受給者証が必要となります。

※3 平成20年4月から一部負担割合が2割に引き上げられることになっていましたが、25年3月までは1割に凍結されていました。さらに26年3月31日まで延長され、1割に凍結されます。

○ 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院食事療養費として支給します。

○ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の高齢者の方には、食事（材料費・調理コスト相当）及び居住費（光熱水費相当）を入院時生活療養費として支給します。

③ 療養費

診療費などをいったん自分で全額立て替えて支払った場合、治療上必要と認められた補装具を装着した場合など保険診療分に相当する費用について、(1)の療養の給付に準じて支給します。

④ 高額療養費

病院で支払った窓口負担の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、超えた額をあとから払い戻します（償還払い）。ただし、「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）を提示することで、医療機関への支

払いが償還払いではなく、自己負担限度額までの支払いで済みます。（「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）の交付については、事前の申請が必要です。）

● 自己負担限度額

70歳未満	区 分		自己負担額（月額）
	上位所得者 （年間所得600万円超）		150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% <83,400円>
	一 般		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
	低所得者 （住民税非課税）		35,400円 <24,600円>

70歳から74歳	区 分		自己負担限度額（月額）	
			外来(個人ごと)	
	現役並み所得者 （課税所得145万円以上）		44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
	一 般		24,600円	62,100円 <44,400円>
	低所得者 （住民税 非課税）	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	

※ 1 < > 内は多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当の場合）の限度額

※ 2 血友病、人工透析が必要な慢性腎不全などの場合、自己負担限度額は1万円（人工透析を要する上位所得者は2万円）

⑤ 高額医療・介護合算療養費

世帯に国保・介護の両保険から給付を受けることによって、年額の自己負担額が高額になったとき、法定の自己負担限度額を超える額を支給します。合算対象となる自己負担額は、毎年8月～翌年7月までの1年間に支払った、医療保険及び介護保険の自己負担を対象とします。年間合計額が下記負担限度額を超える場合に、医療保険・介護保険の制度別に按分し、それぞれの保険者から支給します。

● 所得区分別負担限度額

		70～74歳の者がいる世帯	70歳未満の者がいる世帯
現役並み所得者 （上位所得者）		67万円	126万円
一 般		62万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

⑥ その他の給付

○ 出産育児一時金

産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合、1児につき420,000円を支給します。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は、390,000円を支給します。

※ 産科医療補償制度とは、出産の時に重度脳性麻痺等になった乳幼児に補償金が支払われ

る制度。

《出産育児一時金の直接支払制度及び受取代理制度》

平成21年10月1日より被保険者の経済的負担を軽減するため、当組合から直接医療機関等に出産育児一時金を支払うことができるようになりました。この直接支払制度により、被保険者は出産費用を事前に用意する負担がなくなり、組合に申請する必要もなくなりました。また、直接支払制度導入により廃止されていた受取代理制度については、入金が遅れで資金繰りが悪化すると見込まれる小規模医療機関等に配慮し、23年4月から厚労省へ届出を行った一部の医療機関等で出産される場合は、この制度が復活することになりました。

※ 出産費用が法定額を超えない場合は、その差額が組合から被保険者に支給され、法定額を超える場合は超えた分が医療機関等から被保険者に請求されます。

○ 葬祭費

被保険者が死亡したときに支給します。

- ・組合員の死亡 1件 70,000円
- ・家族の死亡 1件 50,000円

※ 保険給付の詳細については、「職別国保のしおり」を参照願うとともに支部事務所にお問い合わせください。

(2) 保健事業

① 特定健診・特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームの予防に着目した特定健診・特定保健指導は、平成20年度に実施されてから6年目に入ります。後期高齢者支援金の加算・減算措置について、24年度の実施結果から、国が設定した目標値に対する実績評価が開始されることとされていましたが、第一期については、特定保健指導の実施率が実質的に0%の保険者に対して加算されることになり、減算措置については、特定健診並びに特定保健指導の参酌標準を両方達成した保険者が対象となったことから、当組合においては、加算・減算のいずれの措置も講じられないこととなりました。

また、20年度からの5年間は、第一期特定健康診査等実施計画に基づき特定健診・特定保健指導の実施に取り組んでまいりましたが、25年度からの5年間は、第一期に基づく実施結果を踏まえ、新たに第二期特定健康診査等実施計画を策定し、特定健診・特定保健指導を実施してまいります。

なお、当組合の第二期特定健康診査等実施計画における25年度の実施率の目標値は、特定健診45%、特定保健指導20%を設定していますので、40歳から74歳の特定健診対象者の皆様は、必ず受診していただきますようご協力をお願いします。

② 生活習慣病健診の助成事業

被保険者の疾病の予防、早期発見、早期治療が健康管理の基本的要件であることから、生活習慣病にかかる定期的健康診断の奨励を図ります。

○ 指定医療機関（京都第一日赤他34機関）による半日人間ドック

一人当たりの自己負担額は10,000円とし、残りの費用は、組合が全額負担します。

○ 半日人間ドックと同時に受診する脳ドック及び肺ドック

追加ドックごとの自己負担額は10,000円ずつとし、追加ドックごとの差額約20,000円（追加ドックが2つの場合約40,000円）を組合が負担します。

○ 半日人間ドックと同時に受診する婦人科検査

追加検査として婦人科検査（乳がん・子宮がん検査）を受診する場合は、受診費用の全額を組合が負担します。

○ 各支部単位で実施する検診車等による一般健診

一人当たり自己負担額は3,000円とし、差額約19,000円を組合が負担します。

○ ジャスト健診（無料）の実施

平成25年度内に、40歳、50歳、60歳、70歳に達する方については、人間ドック費用全額を組合負担とし、年齢の節目における健康診断を促すことにより、健康チェック習慣の定着を図ります。

○ 定期健診の実施

一人当たりの自己負担額は、1,000円とし、差額約11,000円を組合が負担します。対象者は、40歳から74歳の被保険者です。

○ レディース健診の実施

一人当たりの自己負担額は、1,000円とし、差額約16,000円を組合が負担します。対象者は、40歳から74歳の被保険者です。

③ 健康管理と疾病予防対策事業

○ 京都テルサ、ヘルスピア21、同志社大学継志館フィットネス、ラクトスポーツプラザ、京都エミナス（プール、ジム、温泉等）の健康増進施設利用の補助事業を継続します。

○ 「インフルエンザ予防接種」の助成事業を継続します。

○ 保険証更新時に保健用具等を配付し、健康について啓発を行います。

④ 新規加入記念品の贈呈

新規加入の組合員に対し、記念品を贈呈します。

⑤ 無受診世帯に対する記念品の贈呈

1年以上の無受診世帯に、組合の財政運営への貢献に対する感謝の意味で記念品を贈呈します。

⑥ 支部に対するスポーツ大会等への助成

母体支部単位のスポーツ大会等の保健事業費に一定額の助成をします。

(3) その他の取り組み

① 外部監査の導入

内部監査に加え、外部監査を導入することにより、組合運営における透明性を高めるとともに、監査機能の充実を図っています。

② 法令遵守の徹底

当組合は我が国の公的医療制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営が国保法その他関係法令に沿って厳正に行われるよう、遵守体制の整備に関する基本方針、実践計画に基づく法令遵守マニュアルの策定並びに組織体制の整備を行います。また、役職員等に対して研修を実施するなど、法令遵守の徹底を図ります。

③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

被保険者に後発医薬品についての知識及び切り替え方等をパンフレットや希望カードの配付により周知すると共に、後発医薬品差額通知を行い普及促進を図ります。

④ レセプト（医療機関からくる診療報酬明細書）の点検

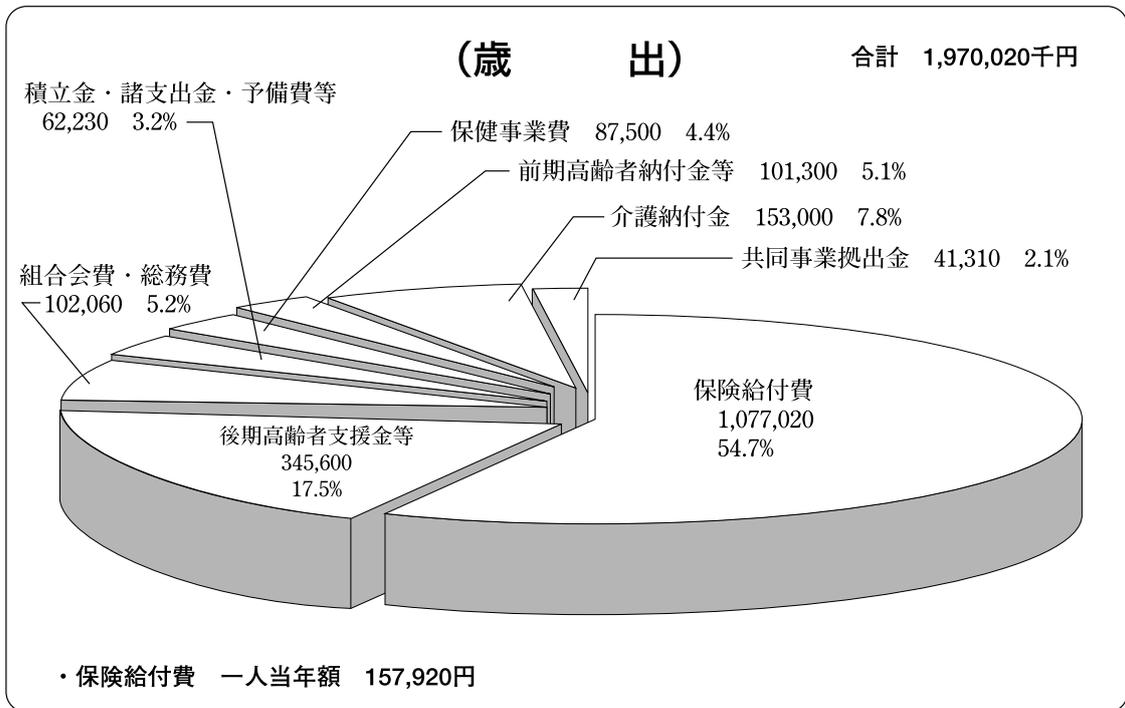
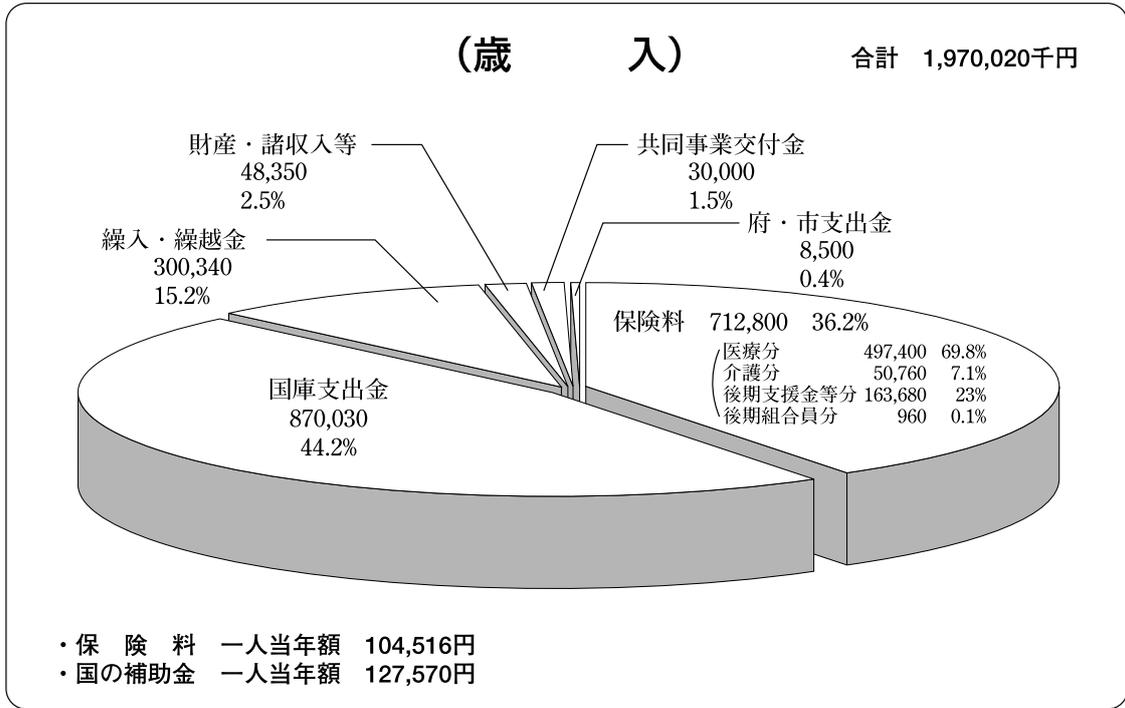
毎月レセプトを点検し、不正請求、過剰請求等不適切なものは、一旦、医療機関に返還し医療費の適正化を図ります。

⑤ 第三者行為（交通事故、労災事故）の調査と医療費の返還請求

交通事故や仕事上の事故等の傷害は、健康保険の給付対象とならないので、調査して状況により組合が支払った医療費の返還を求めます。併せて労働保険への加入を推奨していきます。

平成25年度歳入歳出予算構成グラフ

単位：千円



■ 組合員資格について

職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内（地域）にある人
- ㊦ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域、安土町 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市 ●三重県：伊賀市

職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、5日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

「組合員資格調査」にご協力いただき ありがとうございました

年度末に実施いたしました「組合員資格調査」につきまして、証明書類の添付をお願いするなど、提出にご協力いただきありがとうございました。

しかし、全国組織の建設国保組合の無資格加入問題の発生から、厚生労働省は全国保組合に対して、組合員の資格の適正化を図るため、調査を定期的を実施するよう通知を発出しました。当国保組合も、多くの国庫補助金等の交付を受けて、事業運営を行っているため、大変重要な調査であると考えています。

今回の資格調査を機に、国民健康保険法及び組合格約に基づき「現に建設業に従事している方」で組織する組合であるということを、再認識していただけたと思います。

皆様のご協力に対し、誌面をもって厚く御礼申し上げますとともに、今後とも当国保組合の運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご両親・ご祖父母が狙われています!

金融犯罪の番犬「BANK-KEN」の
金融犯罪にご用心!

「家族の絆」で振り込め詐欺を予防!



ワン! ポイント
だまされないためにも、振り込め詐欺の手口
をあらかじめ知ることが大切です。



ワン! ポイント
あわてずに、信頼できる周りの人に相談しま
しょう。ひとりで判断しないことが大切です。



ワン! ポイント
相手が間違えたらあやしいサインです。
家族だけが答えられる合言葉を決めておく
のがおすすめです。



ワン! ポイント
まずは以前の連絡先に電話してみましょう。
携帯電話以外の連絡先も共有しておく
と安心です。「念のため」の確認が被害を防ぎます。

- 日頃、高額な振り込みを行うことがない場合には、
万が一に備え、**銀行のATM利用限度額を引き下げる**ことをおすすめします。
- 万が一、**被害に遭われた方は、すぐに警察と振り込み先の銀行にご連絡を!**
「振り込め詐欺救済法」により振り込んでしまったお金が返ってくる場合があります。

○ 40歳～74歳の特定健診対象者の皆様は以下にご注意ください。

■ 半日ドック及び一般健診を受診される方

半日ドック及び一般健診の受診当日は、健診窓口で「被保険者証」、「半日ドック等利用申込書」、「特定健康診査受診券」(以下「特定健診受診券」)の3点が必要になりますので必ずご持参ください。

※ ただし、平成25年4月～6月(25年度の特定健診受診券が届くまでの間)に半日ドック及び一般健診を受診される方については、後日、当組合から直接、医療機関へ受診券を送付するため特定健診受診券は不要です。

■ 健診補助制度の利用は年度内1回に限ります

当組合の健診補助制度を利用して健診をお受けになる場合は、「半日ドック」、「一般健診」、「定期健診」、「レディース健診」、「特定健診」の5種類のうち、年度内にいずれか1回の受診に限ります。

■ 平成25年度の半日ドック等指定医療機関について

平成25年度の半日ドック等指定医療機関はP13に掲載しておりますのでご覧ください。なお、4月1日から以下のとおり一部変更がございますのでご注意ください。

○ 脳ドック実施機関の追加及び削除

- (1) 追加 ⇒ 堀川病院、市立福知山市民病院、綾部市立病院
- (2) 削除 ⇒ 京都南病院

○ 脳ドック及び肺ドックの個人負担金の変更

- (1) 10,000円から5,000円に減額(○→△) ⇒ 蘇生会総合病院
- (2) 5,000円から10,000円に増額(△→○) ⇒ 音羽病院

生活習慣病健診を受けましょう

お知らせ ジャスト健診(無料)のご案内

当組合では35歳以上の組合員・ご家族を対象に年度内1回に限り、半日ドックを1万円、一般健診を3千円で受診していただけるよう健診補助を行っておりますが、40、50、60、70歳の節目到達者はジャスト健診として無料で受診していただくことができます。対象となられる方は是非この機会にご受診ください。

平成25年度(25年4月1日～26年3月31日)にジャスト健診の対象となられる方は次のとおりです。

- 40歳……昭和48年4月1日～昭和49年3月31日生れ
- 50歳……昭和38年4月1日～昭和39年3月31日生れ
- 60歳……昭和28年4月1日～昭和29年3月31日生れ
- 70歳……昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生れ



なお、同時に脳・肺ドックを受診される場合には、各1万円(検査の場合は5千円)が自己負担として加算されます。

注意 対象の方は必ず平成25年度(25年4月1日～26年3月31日)中に受診していただく必要があります。

半日ドック等指定医療機関一覧

医療機関名	郵便番号	所在地	電話	実施ドック			一般 健診	定期 健診	レディー ス健診
				半日	脳	肺			
京都工場保健会	604-8472	中京区西ノ京北壺井町67	075-823-0530	○	○	○	○	○	○
〃 (宇治健診センター)	611-0031	宇治市広野町成田1-7	〃	○			○	○	○
京都第一赤十字病院	605-0981	東山区本町15-749	075-561-1121	○	○	○			
京都第二赤十字病院	602-8026	上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5	075-212-6151	○	○				
社会保険京都病院	603-8151	北区小山下総町27	075-441-6101	○	○	○			
堀川病院	602-0056	上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865	075-441-8181	○	○				
京都予防医学センター	604-8491	中京区西ノ京左馬寮町28	075-811-9137	○			○	○	○
四条烏丸クリニック	604-8152	中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町652 烏丸ハイメディックコート7F	075-241-3577	○			○	○	○
大和健診センター	604-8171	中京区烏丸通り御池下ル虎屋町577-2 太陽生命御池ビル7F	075-256-4141	○	○				
京都市立病院	604-8845	中京区壬生東高田町1-2	075-311-5311	○					
シミズ四条大宮クリニック	604-8811	中京区壬生賀陽御所町3-1 京都幸ビル1階	075-813-1300	○	○				
御池クリニック	604-8436	中京区西ノ京下合町11	075-823-3080	○	○	○			
太子道診療所	604-8454	中京区西ノ京小堀池町18-1	075-822-2660	○		△			
中央診療所	604-8111	中京区三条通高倉東入榎屋町58	075-211-4503	○					
音羽病院	607-8062	山科区音羽珍事町2	075-593-7774	○	○	○			
ラクト健診センター	607-8080	山科区竹鼻竹ノ街道町92山科駅前 RACTO 山科 C 棟3F	075-581-6696	○					
武田病院	600-8558	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5	075-365-0825	○	○				
京都南病院	600-8876	下京区西七条南中野町8	075-312-7361	○					
西村診療所	600-8216	下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901 ホテルグランヴィア京都3F	075-365-3339	○			○	○	○
京都桂病院	615-8256	西京区山田平尾町17	075-392-3501	○					
洛西シミズ病院	610-1106	西京区大枝香掛町13-107	075-331-8778	○	○				
蘇生会総合病院	612-8473	伏見区下鳥羽広長町101	075-621-3101	○	△				
大鳥病院	612-8034	伏見区桃山町泰長老115	075-622-0701	○	○				
京都ルネス病院	620-0054	福知山市末広町1-38	0773-22-3550	○	△	△			
市立福知山市民病院	620-8505	福知山市厚中町231	0773-22-2101	○	△				
舞鶴赤十字病院	624-0906	舞鶴市字倉谷427	0773-75-1920	○	○				
舞鶴共済病院	625-8585	舞鶴市字浜1035	0773-62-2510	○	○	○			
綾部市立病院	623-0011	綾部市青野町大塚20-1	0773-43-0123	○	○				
京都きづ川病院	610-0101	城陽市平川西六反26-1	0774-54-1111	○	○				
済生会京都府病院	617-0814	長岡京市今里南平尾8	075-955-0111	○					
田辺中央病院	610-0334	京田辺市田辺中央6-1-6	0774-63-1111	○	○				
公立山城病院	619-0214	木津川市木津駅前1-27	0774-72-0235	○					
公立南丹病院	629-0197	南丹市八木町八木上野25	0771-42-2510	○					
明治国際医療大学附属病院	629-0301	京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6-1	0771-72-1221	○					
福井県公立小浜病院	917-8567	福井県小浜市大手町2-2	0770-52-0990	○					
済生会滋賀県病院	520-3046	滋賀県栗東市大橋2-4-1	077-552-9806	○	○				
中之島クリニック	553-0003	大阪府大阪市福島区福島2-1-2	06-6451-6100	○	○	△			
京都工場保健会(神戸)	650-0022	神戸市中央区元町通2-8-14 オルトンシアビル3F	075-823-0530	○		○			

(注1) 実施ドックの自己負担額について

※ 半日、脳、肺ドックの○印は、それぞれ10,000円。

※ 脳、肺ドックの△印は、ドックの検査項目の一部として実施されるため、それぞれ5,000円。

(注2) 受診年齢について

※ ドック・一般健診は35歳以上の組合員及びご家族、定期健診・レディース健診は40歳～74歳の組合員及びご家族が受診いただけます。

特定健診（無料）は必ず年1回、毎年受診しましょう （40歳～74歳の組合員・ご家族の皆様）

事業主様へお知らせ

労働安全衛生法による定期健康診断のデータを提供していただいた事業所様には、健診データの提供の謝礼として、健診データ1名様分につき、切手（800円分）を支給いたします。詳しくは下記をご参照ください。

従業員を使用している事業主は、労働安全衛生法により毎年1回、従業員に対して定期健康診断を実施することが定められています。この定期健康診断には、特定健康診査項目が全て含まれていることから、組合は事業主から定期健康診断を受けた従業員の健診結果をご提供いただくことで、特定健康診査の実施に代えることができます。また、従業員は年に重複して定期健康診断と特定健康診査を受診する必要がなくなります。

つきましては、このような事情をご理解いただき、平成25年度に実施された従業員の定期健康診断の結果（写）をご提供下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご提供いただいた個人情報については、特定健診業務にのみ使用することとし、個人情報に関する法令等に基づき適正に管理することを申し添えます。

【対象者】 40～74歳の職別国保被保険者（組合員・ご家族）

【対象データ】 事業主が全額自己負担された定期健康診断の健診結果。（ただし、特定健診項目を全て満たしているものに限ります）検査項目は下記をご参照ください。

⊘ 当組合の健診補助制度（半日ドック、一般健診、定期健診、レディース健診）を利用して、特定健診を受診された場合は、謝礼の対象外ですので送付しないでください。

【送付先】 〒604-8804
京都市中京区壬生坊城町24番地の1 古川勘ビル5F
京都府建設業職別連合国民健康保険組合 健診担当 宛

【電話】 075-801-0478

ご注意ください

（注）健診データをご提供いただいた後、切手を支給いたしました対象者については、平成25年度中に当組合の健診補助制度（半日ドック、一般健診、定期健診、レディース健診、特定健診）を利用することが出来なくなりますので、必ずご本人に確認の上ご送付ください。

特定健診必須項目

診察等	身長、体重、BMI、腹囲、身体診察	
問診	▲喫煙の有無、▲服薬（糖尿病・高脂血症）の有無	
血圧測定	拡張期血圧・収縮期血圧	
血液検査	脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
	肝機能検査	GOT (AST)、GPT (ALT)、 γ -GTP (GT)
	血糖検査	空腹時血糖 or HbA1c（いずれか一方で可）
尿検査	尿糖、尿たんぱく	

※▲は健診結果に記載されていない場合、自己記入でも結構です。

平成24年度 特定健診実施率速報値（3月1日現在）

受診者数 921名 受診率 26.4%（目標値70%）

平成24年度の特定健診・特定保健指導は、健診70%・保健指導45%を目標として実施してまいりましたが、25年3月1日現在の速報値【表1】は、健診26.4%、保健指導3.1%で、前年度同月比でほぼ横這いの実施状況になっています。

また、23年度の実施率においても、全国平均の速報値【表2】を下回る結果となりました。

【表1】 職別国保実施目標及び実績値

項目 \ 年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
特定健診目標値	20%	30%	50%	60%	70%
特定健診実施率	30.1%	27.6%	34.3%	39.0%	26.4%
保健指導目標値	10%	20%	30%	40%	45%
保健指導実施率	0%	2.2%	4.9%	15.9%	3.1%

※平成24年度は速報値 ※平成24年度の数値は国の定めた目標値（第一期）

【表2】 全国及び保険者種類別の実施率

	全国	市町村国保	国保組合	全国健康 保険協会	組合健保	船員保険	共済組合
平成23年度 (速報値)	45.0% (15.9%)	32.7% (21.7%)	41.1% (8.7%)	37.4% (11.3%)	69.7% (17.1%)	35.4% (6.6%)	73.0% (12.6%)
平成22年度 (確定値)	43.2% (13.1%)	32.0% (19.3%)	38.6% (7.7%)	34.5% (7.4%)	67.3% (14.5%)	34.7% (6.3%)	70.9% (8.7%)

※平成23年度は速報値 ※（ ）内は保健指導実施率

第二期 特定健診・特定保健指導がはじまります

メタボリックシンドロームの予防に着目した特定健診・特定保健指導は、平成25年度で6年目に入ります。20年度からの5年間（20年度～24年度）は、第一期特定健康診査等実施計画に基づき特定健診・特定保健指導の実施に取り組んでまいりましたが、25年度からの5年間は、第一期に基づく実施結果を踏まえ、新たに第二期特定健康診査等実施計画（次号の国保だよりに掲載予定）を策定し、特定健診・特定保健指導を実施してまいります。なお、当組合の第二期特定健康診査等実施計画における25年度の実施率の目標値は【表1】のとおり、特定健診45%、特定保健指導20%を設定していますので、40歳から74歳の特定健診対象者の皆様は、必ず受診していただきますようご協力をお願いします。

【表1】 職別国保 第二期特定健診・特定保健指導実施目標値

項目 \ 年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
特定健診目標値	45%	50%	55%	60%	70%
保健指導目標値	20%	20%	25%	25%	30%

※平成29年度の数値は国が定めた目標値（第二期）

平成25年度 特定健診が始まります

特定健康診査受診券(特定健診受診券)は 6月に対象者、お一人お一人に郵送いたします

対象者 40歳～74歳の職別国保被保険者(組合員・ご家族)の皆様

〈特定健診の受診方法〉

特定健診は、下記の健診コース(①～⑤)からいずれかを選択して受診してください。

健診コース	検査内容	個人負担金
① 特定健診	高血圧や脂質異常症、糖尿病などに関する一般的な健康診断です。	無 料
② 定期健診	特定健診項目に労働安全衛生法の法定項目を追加した健診です。	1,000円
③ レディース健診	特定健診項目に婦人科(乳がん・子宮がん)を追加した健診です。	1,000円
④ 一般健診	33項目(特定健診項目を含む)からなる総合的な健康診断です。	3,000円
⑤ 半日ドック	約70項目(特定健診項目を含む)からなる総合的な健康診断です。	10,000円

- 予約方法や受診場所など詳しくは、特定健診受診券(平成25年6月送付予定)に同封の案内冊子「平成25年度 職別国保各種健康診査のご案内」をご参照いただくか、所属されている支部事務所までお問い合わせください。
- ④、⑤の健康診査は通年受診できます。特定健診受診券がお手元に届くまでの期間(4月～6月)にご受診される方は、所属されている支部事務所までお問い合わせください。

平成25年度 特定健診・特定保健指導が始まります

平成25年度の特定健診がはじまります。受診の際に必要な特定健診受診券(緑色の厚紙)は6月に対象者お一人お一人に送付いたしますので、ご受診されるまで大切に保管してください。

※下記はサンプルです。お手元に届きましたら必ずご確認ください。

受診券送付用封筒



受診券(表)



受診券(裏)

